

明治大学名誉教授 中郵章氏による基調講演「議会改革の実績と議会力の向上」ならびにパネルディスカッション「議会改革をどう進めていくか」と課題討議「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」が行われ、貴重な情報を得ることができました。

議会基本条例は、現在約6割の議会で制定（小郡市議会は、平成22年5月に施行）されています。小郡市議会では、議会改革にいち早く取り組み、他の議会ではまだ取り組まれていないことも行っています。が、それに甘んじることなく日々改革に取り組んでいかねばいけないことを実感しました。あわせて、議会における取り組みをしっかりと発信していくことが必要であると感じました。



公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対して、次のような行為をすることは禁止されています。また、有権者が寄付を求めるとも禁止されています。

● 入学・卒業・就職・出産などの祝いに金品を贈ること



● 病気見舞いに金品を贈ること



● お中元やお歳暮を贈ること



● 葬式の花輪・供花を贈ること



● お祭りの時にお金を寄付したり、お酒を贈ること



● 議員が年賀状等のあいさつ状を出すこと（答礼のための自筆によるものは除く）



皆様から小郡市議会への「ご意見・ご提言」をお寄せ下さい！

小郡市議会では、議会に対する市民の皆さまのご意見・ご提言を随時受け付けております。

お寄せいただいたご意見・ご提言につきましては、全議員に配付し、今後の議会活動・議員活動に活かしてまいります。

また、議会として統一見解が出せるもの（賛否が分かれぬもの等）につきましては、必要に応じて回答させていただきます。

ただし、次のような場合は、配付・回答はいたしませんのでご了承ください。

● 全員配付及び回答しない場合

- 1 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの
- 2 営利を目的にしていると思われるもの
- 3 趣旨が不明確なもの

● 回答しない場合（配付のみ）

- 1 匿名や住所・氏名の記載のないもの
- 2 議員個人へのご意見・ご提言
- 3 議会で賛否が分かれるもの、及び統一見解が出せないもの



< 提出先 >

住 所 〒838-0198 小郡市小郡255-1
小郡市議会 議会事務局（小郡市役所 本館3階）